

回覧

税金に関するお知らせ

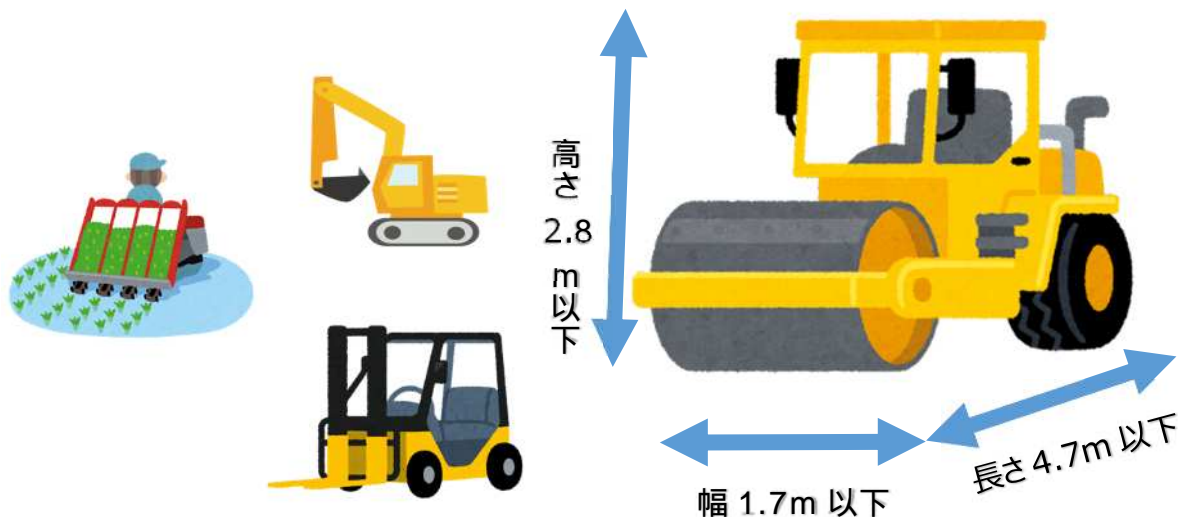
小型特殊自動車と償却資産の申告における注意点について

白子町 税務課

申告誤りにご注意ください！！

小型特殊自動車の申告について

建設機械や農耕作業車の小型特殊自動車は
軽自動車税（種別割）の対象です！



建設用自動車

長さが 4.7m 以下、幅が 1.7m 以下、高さが 2.8m 以下のもの
最高速度が 15km/h 以下のもの

ひとつでも基準を超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

農耕作業用自動車

最高速度が 35 km/h 未満のもの

最高速度 35 km/h を超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

小型特殊自動車は、公道を走行しなくても軽自動車税（種別割）の対象となります。

軽自動車の登録をして、標識（ナンバープレート）の交付を受け、車両に取り付けてください。

特殊自動車とは

特殊自動車は、道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類されます。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類され、概要は次のとおりです。

建設用自動車【道路運送車両法施行規則別表第一による】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロータリ除雪自動車、ロード・スタビライザー、スクレーパー、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

農耕作業用自動車

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、乗用コンバイン、乗用田植機及び国土交通大臣の指定する

農耕作業用自動車

小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い

建設用自動車

車両の大きさと最高速度によって、小型・大型に分類されます。

車両の長さ	4.7 m以下
車両の幅	1.7 m以下
車両の高さ	2.8 m以下
最高速度	時速 15 km以下

排気量の制限はありません。



すべてが要件の範囲内の場合
は
小型特殊自動車（軽自動車税）

ひとつでも要件を超えると
大型特殊自動車（固定資産税 償却資産）

農耕作業用自動車

最高速度によって、小型・大型に分類されます。

最高速度 時速 35 km未満

小型特殊自動車

最高速度 時速 35 km以上

大型特殊自動車

車両の大きさ・排気量の制限はありません。

どちらも申告が必要です

小型特殊自動車

軽自動車税（種別割）申告の対象です。公道走行の有無に関わらず、所有している場合は課税の対象となりますので申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

大型特殊自動車

陸運局への登録の有無に関わらず、償却資産（固定資産税）申告の対象となります。

償却資産の申告について

個人・法人に関わらず町内に事業用償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を町に申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人が事業のために所有している土地・家屋以外の事業用の減価償却資産（構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品等）のことです。

ただし、無形減価償却資産（特許権、ソフトウェア等）や自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは含まれません。

償却資産の申告

個人・法人に関わらず町内に事業用償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在の資産所有状況を町に申告していただく必要があります。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。また、該当資産がない場合につきましても、その旨申告が必要となります。

小型特殊自動車又は償却資産の申告がお済みでない方は、至急申告をお願いします。



白子町ウェブサイト
（償却資産）



白子町ウェブサイト
（小型特殊自動車）

問い合わせ

役場 税務課 課税係 ☎ 33 - 2114